

令和 6 年 7 月 3 日
土木部工事第二課

自転車の転倒事故に係る損害賠償額の決定について

1 事故の概要

- (1) 発生日時 令和 5 年 1 月 1 7 日 (火) 午後 6 時 2 5 分頃
(天気: 小雨)
- (2) 発生場所 世田谷区上野毛二丁目 2 5 番 1 3 号先区道上
(別紙: 案内図参照)
- (3) 相手方 乙 (XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX)
- (4) 事故内容 上野毛二丁目 2 5 番 1 3 号先の世田谷区 (以下「甲」という。) が
管理する区道において、乙が自転車で走行中に道路上の穴 (長さ
約 5 0 c m、幅約 3 0 c m、深さ約 5 c m) に落輪し転倒した。
- (5) 損傷の程度 乙 物損: 自転車及びヘルメット等の損傷
- 2 過失割合 甲 7 割 ・ 乙 3 割
- 3 損害賠償額 3 1, 1 5 2 円
(特別区自治体総合賠償責任保険により全額補てんされる。)
- 4 専決処分日 令和 6 年 6 月 2 4 日

別紙

案内図

上野毛二丁目 2 5 番先



事故発生現場詳細図

